

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第127回）議事概要

1 日 時

令和4年11月25日（金）9時37分～10時59分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）総務省

木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、柳迫事業政策課調査官、関口事業政策課課長補佐、
片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
浅川料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐、
山口電気通信技術システム課長、梶原電気通信技術システム課課長補佐、
安藤電気通信技術システム課番号企画室長、
林電気通信技術システム課番号企画室課長補佐

（3）事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等について

【諮問第3153号】

審議の結果、本件について、諮問された省令案等に法令上の修正を加えた上で制定することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の施行等に伴い、利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の整備及び第一種指定電気通信設備の見直しを踏まえた規定の整備を行うための電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正する省令案等について答申したものである。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

【諮問第3154号】

審議の結果、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当との答申をした。あわせて、基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進に係る措置を総務省において講じることを要望した。

【内容】

本件は、法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可について答申したもの。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3155号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見の結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、情報通信審議会答申（固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方）を踏まえ、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料算定方法等について所要の制度整備を行うため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について諮問を受けたもの。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3156号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見の結果を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、音声伝送携帯電話番号の指定条件を緩和するため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部改正について諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 福田・望木

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp